

『雇用調整助成金』をご活用ください。

雇用調整助成金とは…

事業主が計画的に従業員を休ませた場合に、その支払った休業手当等を国が助成します。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、
雇用調整助成金の特例が拡充されています。



▲詳細はこちら

緊急対応期間(4月1日から9月30日まで)の主な特例措置

- 【対象】 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全ての事業主
- 【対象者】 雇用保険被保険者ではない労働者の休業も助成金の対象
- 【助成率】 解雇を行わない場合、全体の助成率を10/10(中小企業)

※2020年6月25日現在の情報です。内容等変更になる可能性がございます。

※その他の特例措置等は、上記のQRコードにて確認してください。

申請手続等詳細は、下記相談会で社会保険労務士の相談を受ける事が出来ます



「働き方改革サポートオフィス山口」 個別相談会

相談
無料

【相談日】 9月4日(金)・18日(金)・10月16日(金)

【相談時間】 13:00 ~ 16:00(1日3枠)

【専門家】 働き方改革サポートオフィス山口
担当 社会保険労務士

事前予約制となっております。ご希望の際は
下記事務局にお問い合わせください。

問い合わせ先: 徳山商工会議所 TEL.0834-31-3000

切り離さずにFAXしてください

徳山商工会議所 行 FAX:(0834)32-3303

令和 年 月 日

事業所名			
希望日時	9月4日(金)	18日(金)	10月16日(金)
	①13:00~	②14:00~	③15:00~
※相談ご希望の日程・時間に○をしてください。(希望者多数の場合は、日程・時間を調整させて頂くことがあります。)			
(フリガナ) お名前	電話番号		
	E-mail	@	